

令和3年8月6日  
一部改正 令和3年10月6日  
一部改正 令和4年3月9日  
一部改正 令和4年10月7日

## デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・ 共通化に係る事業）事務処理要領

### 第1 目的

この事務処理要領は、デジタル基盤改革支援補助金（以下「補助金」という。）取扱要領第3条第1項第1号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、令和7年度までに、地方公共団体がクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して提供される標準準拠システム（国が策定する基準に適合した情報システムをいう。）への計画的かつ円滑な移行を図り、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を早期に実現することを目的とする。

### 第2 事業の実施方法等

#### （1）事業の内容

##### ① 対象事業

- ・ 第1に規定する計画的かつ円滑な移行を図るため、②に定める基幹業務システムに関して地方公共団体が行う、標準準拠システムへの移行に向けた調査等事業及び原則としてガバメントクラウド（※1参照）上でアプリケーション事業者が提供する標準準拠システムへの移行事業を対象とする。なお、ガバメントクラウド以外の環境（オンプレミスを除く。以下同じ。）へ移行する場合においては、（ア）ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと、（イ）ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータ連携させることを可能とすることを条件に、例外的に本補助金の対象とする。

##### ② 対象となる基幹業務システム

- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）に規定されている事務に係る以下の基幹業務システムを対象とする。

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳（外国人含む。）、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

#### （※1）ガバメントクラウド

- ・ 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「デジタル庁が調達するものであって、

地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス及びこれに関連するサービス」とされている。

## (2) 交付の対象

### ① 交付対象団体

都道府県、市町村（特別区を含む。）

### ② 補助対象経費

- ・ (1) ①の対象事業を実施する上で必要な一時経費（導入経費）のみを対象とする。
- ・ 具体的な対象経費は、下記のとおりとする。

#### A) 調査等準備経費

各府省が作成する標準仕様書等と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これらを踏まえた標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための外部コンサルタント等の活用に必要な経費

#### B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費

現行システムで使用している外字と文字情報基盤文字との同定作業（文字同定支援ツールの購入を含む。）、ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境へのデータ移行作業（データ移行ツールの購入を含む。）、データクレンジング（データベースの中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重複を洗い出し、必要に応じてデータを修正すること。）等に要する経費

#### C) 環境構築に要する経費

ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、ガバメントクラウド以外の環境とガバメントクラウドとの接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費

#### D) テスト・研修に要する経費

標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費

#### E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

標準準拠システムと関連システム（標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うものに限る。）との間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される場合の稼働環境への接続設定等に要する経費

#### F) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費

令和7年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避免的に発生する追加的な経費（リース残債等）

### ③ 補助対象外経費

- ・ 下記の経費及びこれに類する経費は補助対象外とする。
  - A) アプリケーション利用料（アプリケーション開発に相当する経費を含む。）  
やリース料等の運用経費
  - B) 事務運用の見直しに伴うA I ・ R P Aの導入等に要する経費
  - C) 条例・規則等の改正、P I A実施に要する経費
  - D) 地方公共団体職員に係る人件費（時間外手当を含む。）
  - E) 地方公共団体職員に係る旅費
  - F) 諸謝金（（2）②A）調査研究等準備経費に含まれるものを除く。）
  - G) 一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費等）

### （3）補助対象経費の算出

- ① 移行事業について、上記（1）（2）に基づき、標準準拠システムへの移行のために直接的に必要となる経費のみを算出すること。
- ② 事業者に支払う経費について、一時経費（導入経費）と運用経費（アプリケーション利用料やリース料等）を一括して契約する場合においては、一時経費（導入経費）のみを対象として算出すること。
- ③ 複数の業務システムについて一括して契約する場合（複数の業務のパッケージシステムの利用を含む。）については、補助対象となる業務システムに係る一時経費（導入経費）を対象として算出すること。
- ④ 複数の地方公共団体によるシステムの共同利用を実施している場合で、各構成団体が補助金の申請主体となる場合、各団体が負担する一時経費（導入経費）のみを算出すること。

### （4）交付額の算定方法

- ① （2）②A）～E）に係る経費については、次のうち、いずれか低い方の金額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - ・ 各地方公共団体からの申請額のうち補助対象経費として認められる額
  - ・ 別紙に定める補助基準額の上限額
- ② （2）②F）に係る経費に係る交付額の算定方法については別途定める。

## 第3 事業の実施期間

補助金取扱要領第3条第1項第1号に掲げる事業の実施期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

## 第4 その他

本事務処理要領に定める対象事業や補助対象経費等については、政府における地方公共団体情報システムの標準化・共通化の進捗に応じて、随時見直しを行うものとする。